

令和 4 年

第 4 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和4年 第4回 **定例**・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和4年2月22日 午前・ 後 2時30分	佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和4年2月22日 午前・ 後 4時13分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	

出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 新発田 靖		中村 友子
1番委員 仲川 正道		池 典比古
2番委員 中村 友子		
3番委員 池 典比古		
4番委員 瀧川 紀子		

説 明 の た め 出 席 し た 職 員

教育総務課 課長 坂田 和三 課長補佐 柳澤 正二 総務係長 飯田 誠 学校教育課 課長 森 和人 管理主事 福井 晴人	社会教育課 課長 市橋 秀紀 世界遺産推進課 課長 下谷 徹 文化財室長 岩崎 成正 子ども若者課 課長 市橋 法子
--	--

傍聴人	有 ・無	1人
-----	-------------	----

報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり
-----------------------	-------------

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果

なし

会議に付議した事件の題目	
議案第6号	佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第7号	佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第8号	佐渡市教育委員会事務局の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第9号	管理職教員の人事異動内申について
議案第10号	佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に向けた状況について 3 あいかわこども園の開園について 4 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の制定について 5 損害賠償の額を定めることについて
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
有の場合、別紙のとおり	
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<p>・新発田教育 長</p> <p>・坂田教育総 務課長</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・仲川委員</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から令和4年第4回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、中村委員と池委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 ・日程第2、議案第6号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 ・事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の組織編成につきましては、12月17日に臨時会を開催させていただき、ご協議をいただいたところです。令和4年度の組織編成に伴い、教育委員会事務局組織規則を改正するものです。 ・部制（令和4年度以降）ということで右側になりますが、太字で表しているところが今回の変更点ということです。教育委員会に市長部局の部長に相当します教育次長を配置いたします。教育次長を補佐するために、教育次長補佐を置くこととしてございます。 ・なお、教育次長補佐については、今のところ教育総務課長が兼務する形で予定をしているところです。 ・教育総務課です。学校施設、社会教育施設の増改築、大規模改修といったところは令和4年度から建設部の方で担当することになりますので、施設管理係を総務係に併せまして総務係としまして、併せて学校教育課学事係を教育総務課に移し、教育総務課で奨学金などの業務を行うこととしています。 ・これに伴い、学校教育課では学校指導係と学校給食係の2係ということになります。 ・社会教育課ですが、現在、社会教育・学校地域連携係という名称の係です。この係名を社会教育係ということにして、現在10の地区教育事務所を4つの教育事務所に再編をするということになっています。 ・議案書の4ページから12ページですが、再編に伴います事務分掌について、改正したところを記載しています。 ・13ページ以降ですが、事務局規則の新旧対照表を付けています。 ・議案第6号の説明が行われました。 ・ただ今の説明に対しまして質疑等ございますでしょうか。 ・数年前に教育次長を置くというところまで来て、実現はしなかったのですが、今回次長を置き、さらに次長補佐も置くという提案をされました。そのことについて教育長と教育次長の関係性はどうか教えていただきたい。 ・それから、次長補佐と教育総務課長が兼務と言われましたが、次長に補佐が必要かどうか、その必要性を教えてください。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1点目の教育長と教育次長の関係のところですが、この後、また事務決裁規程等々の規則の変更もごございます。そういった中で、業務の方を切り分けしながら、あくまでも教育長、それから教育次長は事務方の一番上という形での関係ということにはなろうかと思いますが、業務の方を分担しながら、より効果的、効率的に事務等々が進められるように工夫していくということになろうかと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あと補佐の必要性ということは、再編の統合性の中でも随分議論が出たところですよ。ご覧いただきますように、課長補佐という職務がなくなっていますので、課長なりというところを補佐する部署がなくなるものですから、部長を補佐する、部長は1人しかいませんので、そういった意味での補佐というところをそれぞれ兼務という形ではありますが、いろいろなケースが出てくるかと思えますし、そういったところでいろいろカバーできる形で補佐をつけさせていただきたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育事務所を整理統合するということですが、事務所長については支所長ないしは行政サービスセンター長との兼務は残っていますか。 ・ 先般の12月にご質疑をいただいたときにもお話ししたかもしれませんが、基本的には今おっしゃられたところ、兼務というのが業務の進捗等々にもなかなか難しいところが出てきているというところを踏まえまして、兼務については解消するという方向でやっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他ご質問ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第6号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 日程第3、議案第7号「佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂田教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の組織編成によりまして、教育次長と教育次長補佐が置かれることに伴いまして、事務決裁規程を改正するものです。 ・ 議案書の2ページです。決裁者ですが、教育次長と教育次長補佐を加えて決裁する順位を示してあります。 ・ 2ページ下の方から6ページにかけての別表第1では、専決権限事項表の決裁責任者に教育次長を加えています。 ・ 13ページ以降の新旧対照表では、基本的には教育長が決裁責任者になっ

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<p>ているものの一部を次長に任せる、それから課長のもっていたものの一部を教育次長の方に置き換える形で事務が適切に進められる改正するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど課長補佐をなくすと聞いた気がするのですが、ここにはしっかり残っています。これはどういうことですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先ほど教育次長、教育次長補佐の話の中で、課長補佐という言い方をしてしまいました。申し訳ありません。課長補佐というのは、課長の事務を補佐する意味でやはり必要だろうと、そこも議論になったところでございまして、課長補佐が必要だろうという議論も結構したところです。その中で、今ほど話したように、その課の中の係長が兼務する形で課長補佐を残しましょうということ、課長補佐というのは残るようになっています。係長が兼務をして課長補佐という役割です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長補佐という職は残るが、兼務であると。課長補佐が係長を兼務するのですか、係長が課長補佐を兼務するのですか、ベースはどっちなのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長が課長補佐を兼務するということで議論を進めてきました。すみません、説明が悪くて申し訳ありませんでした。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今兼務ということでいろいろな形で課長補佐を係長が兼務するということと、教育次長補佐については教育総務課長が兼務するというお話を聞いたのですが、この方式ですといくのか、それともある程度様子を見ながら、その役職について他の人がつくということもこの後考えていくのかどうか、その辺はどうなのでしょう。それが無いのであれば、わざわざこういう形でいろいろ役職を残すということ自体が無駄かなという感じがするのですが、いかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の体制の中で組織を変えていくと、どうしても新しい役職等々の業務に補助していくポジションも必要だろうという中で、現状の業務を踏まえながら兼務とします。ポジションをあまり増やすのはという考え方もある中で兼務という形で検討が進められてきたところです。 ・ この後、業務等々整理されていく、それから業務はもちろん変わっていくところですので、そういったところを踏まえながら、必要なところをしっかりと強くして、逆にここは要らないだろうというところがあれば、しっかり見直しをしていくのはしていかないといけないと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これから整理されていくということですか。職員がそれぞれにつくこともあるということですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までも部長制等々の中で反省点も含めてこういった形で検討がされてきておりますが、スタートの年ですので、そこからやはりしっかりまた見極めていかないといけないところは出てくるかなと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第7号「佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 日程第4、議案第8号「佐渡市教育委員会事務局の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の組織編成によりまして教育次長が置かれることに伴いまして、長に対する事務委任規程を改正するものです。 ・ 議案書の3ページ、新旧対照表の第2条第1項です。教育長に委任された事務その他その権限に属する事務の一部を臨時に代理させることのできる職員です。これまで教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長ということでした。これを削り、教育次長ということにしています。 ・ 第2項では、職務代理者が行う職務のうち、職務代理者自ら事務局を指揮監督して事務処理を行うことが困難な場合の職務の委任、臨時に代理させることができる職員です。これまで課長ということになっていましたが、その職務を教育次長に委任するということにしています。 ・ 第3項は新たに追加しまして、教育次長に事故があるときの職務の代行は教育次長補佐に、教育次長補佐に事故があるときはそれぞれ事務を所管する課長が職務を代行すると検討させていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして質疑等ありましたらお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長は、議会承認が必要な特別職になりますが、教育次長は、それが要らない事務方トップの市職員ですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂田教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育次長は職員です。事務方の市の職員です。教育委員会の職員です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第8号「佐渡市教育委員会事務局の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について」は原案どおり可決されました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、議案第9号から報告事項1までは人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ 挙手多数です。 ・ よって、議案第9号から報告事項1までは秘密会とすることといたします。 【秘密会】 ・ 議案第9号「管理職教員の人事異動内申について」、福井管理主事より説明する。 【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】 ・ 議案第10号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、下谷世界遺産推進課長より説明する。 【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】 ・ 報告事項1「学校情報について」、福井管理主事より説明する。 【以上の議案については、質疑を経て終了した。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 長 ・ 下谷世界遺 産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項2番、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に向けた状況について事務局の説明を求めます。 【説明要旨】 ・ 昨年の12月28日に、国の文化審議会から「佐渡島の金山」を世界文化遺産の推薦候補に選定するとの答申をいただきましたが、「今後総合的な検討を行う」という異例の一言が示されておりました。この結果を受けて、末松文部科学大臣など政府の関係者に対して、「佐渡島の金山」の世界遺産としての価値、また地元の世界遺産登録に対する長年の取組の様子などをお伝えし、ユネスコへの速やかな推薦について要望したところです。その後、報道等にもございましたが、2月1日にユネスコへ推薦していただいたところです。 ・ 想定される今後の流れは、今年1年かけた学術的な価値判断のための書面審査、それから今年の秋に予定されております保存状況を判断するための現地審査がユネスコの諮問機関であるイコモスによって行われることと思います。その後、令和5年5月頃にイコモスの審査結果がユネスコへ勧告され、6月または7月頃に開催予定のユネスコの国際会議で最終審議がなされ、世界遺産登録の可否が決定することになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育 長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。 ・ このたび文化審議会が「佐渡島の金山」が世界文化遺産登録に値するというので政府から推薦いただいた。ありがたいことだと思っております。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 下谷世界遺産推進課長 ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 ・ 市橋子ども若者課長 	<p>関係者の長年のご努力に敬意を表したいと思います。今後、学術的価値は十分あることは認められているわけですので、堂々と、そして粛々と進めていただきたい。よろしくお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ その他質疑等ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項3番、あいかわこども園の開園について、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月定例会の際に、あいかわこども園の工事が、何とか順調にいとご説明したところですが、実は1月に入りまして、1月26、28、31日と立て続けに工事の作業員の中から新型コロナの陽性者が発生しました。そのために10日間ほど工事の方を止めざるを得ない状況になったところです。再度スケジュールの方を調整しましたところ、内装工事など新潟からの業者の応援の予定でしたので準備が整わず、遅くとも1週間、2週間遅れた工期になりました。そのため、開園日4月1日を5月1日に変更をさせていただきたいということで保護者等への周知を図ってまいりたいと思っています。 ・ ただ、工事全体は、駐車場等々の外構工事が一部残りますので、全体の完了は5月末ということで業者の方と確認をしたところです。 ・ ただし、外構工事、駐車場は、相川中学校のスクールバスのロータリーがありますので、影響を最小限にとどめたいので、入学式4月6日までにこちらは完了して、相川中学校の生徒は通常どおりの通学ができる形にしたいと考えています。 ・ 次に、今現在、私どもの方で想定をしているところをご報告させていただきます。3月の卒園式は通常どおり。相川保育園、幼稚園の閉園式、修了式等は、3月中に各園で実施したいということで進めています。 ・ 市内の公立保育園の入園式は、4月4日月曜日に一斉に実施することとしていますが、新園舎が建設できないことから、旧相川保育園で実施をし、4月いっぱい保育・教育は、旧相川保育園で実施をしたいと考えています。昨年9月議会で認定こども園条例を制定しましたが、1か月の保育・教育に当たっては、改めて今の相川保育園の住所に条例を変更する必要がある。ただし、保育園としての運営ではなく、こども園としての運営ということで、あいかわこども園の条例の住所を変更させていただくというのをこの3月議会にご提案をさせていただくところです。そうしないと、私ども公立としての保育の実施、給食の提供ができない状況になってしまいますので、この3月議会にご提案をしたところです。
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> 職員配置につきましては、今ほど申し上げましたが、こども園としての運営ですので、保育士資格、幼稚園教諭の資格をもった保育教諭の配置を現段階では考えております。 開園式ですが、5月2日（月曜日）から保育・教育開始になりますので、在園児童と全保護者に対しご案内をして行いたいと思っています。 また、地域の皆様方から非常に関心の高い園舎、公立として初めてのこども園ということですので、5月1日（日曜日）に内覧会を行いたいと考えています。竣工式は、全工程完了する5月の末をめどに行う予定で、現段階では保護者の方に説明したいと思っています。 今後、施工業者の方は、今回のコロナの陽性者の発生ということを踏まえ、再度当市の建設課、契約検査室の方から改めて感染対策等の徹底するよう、適正な工期の遵守というところを通知しています。また、今回の5月1日の開園は延びることのないよう、対応をしまいたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 新発田教育長 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。 これまで幼稚園は教育委員会の管轄で子ども若者課が補助執行という形で進めていただきました。保育園は社会福祉課になるのですか。
<ul style="list-style-type: none"> 市橋子ども若者課長 仲川委員 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども若者課です。 こども園になった場合には、その扱いはどうなりますか。 こども園につきましては、市の管轄は子ども若者課になります。それは、国の方の省庁が内閣府の管轄でございまして、こちらについては当課で今後運営について担っていくと。また、来年度以降のこども家庭庁の動きもございまして。そういった中で、文科省の管轄している業務をやるかやらないかと、昨年中ももめている状況もございました。ただ、そういったものがこども家庭庁の方に動いた場合には、いろいろあるかもしれませんが、現在の段階では、子ども若者課の方で所管をします。ただし、幼稚園に関わっていただいた指導主事の指導とか、もろもろのことは関連性をもって一緒にやっていきたいということで教育委員会とはお話をさせていただいているところです。
<ul style="list-style-type: none"> 新発田教育長 委員全員 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> その他質疑等ありますでしょうか。 質疑なし 質疑なしと認めます。 では、報告事項4番、佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の制定について事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> 市橋子ども若者課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで佐渡市の中で子育て支援が大事、子どもが大事とうたわれてまいりましたが、なかなかルールというか、皆様の役割や位置づけがなかったところを踏まえ、今現在施行している子ども・子育て支援事業計画の中にも子どもたちは大事で、佐渡みんな子どもを育てていこうと宣言をしていこ

	<p>きにも、やはり今おっしゃるように、子どもの成長段階からすれば、多分年齢、月齢ごとにとというのは当然ありますが、ここをかなりぎゅっとした関係で、愛情という部分は確かに生まれて母や父、親の熱を感じるとか、ぬくもりを感じるという部分もこの愛情という言葉に包括をしてしまったところが多分委員の違和感の部分なのかなと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私が欲しいのは、やはり愛情を基盤とした相互行為の繰り返しから豊かな心が育つというニュアンスを、その短い文章の中でどう伝えるかということです。そうでないと、生まれながらに愛情を感じるができないからです。そこが大事ではないかと、私も子育てをしていて、愛情というのはそのベースがないと感じ取れない。今そこが省略されたり、スマホの影響だったり、そこがスポンとないから、愛情表現が下手だったり、愛情を捉えることができない。佐渡を安全基地にするのであれば、相互行為のやり取りから豊かな心が育ち、自己を肯定し、適切な教育により成長することができるかと私も何度も何度も考えて、正直に感じました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ やはりこの部分については、思いをどう表現していいか、言葉にしたらいいかというのは私もやっぱり専門ではないので、いろいろな専門家の中での言葉を集約した。子ども・子育て支援会議のメンバーは、岡崎先生の他、学校の先生方とか保護者の方々とか、いろいろメンバーがいらっしゃる方々からもご意見をいただいたところです。なので、今回提案させていただく部分については、これで提案させていただいて、今後、今教えていただいた心の育ちとか、そういった部分についても動いていく中で変化を見落とさない、子どもたちを見落とさないというところをまた含めて、改正の折にはぜひ参考にさせていただけたらと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀧川委員 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ 私は、今ここにおられる方の中で最高齢で、自身の子育てを思い出しながら、一文一文読ませていただきました。大変よくできていると思います。これは条例として議会を通っているのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いえ、これから提案させていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これからですか。4月1日に始まるのですね。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幾つか疑問を持ちながら読ませてもらいました。まず、この条例のタイトルですが、佐渡が島と書いて（たからじま）とあります。このネーミングの在り方なのですが、こういう読み方でいいのですか。初めから、たからじまは、たからじまと書けばいいと私は思う。随分無理なことを、今後こういう括弧付けでいくのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実は、今日もってこなかったのですが、子ども・子育て支援事業計画の

<p>若者課長</p>	<p>中に大きな理念として、子どもが元気な佐渡が島と書いて、たからじまと読むという理念があります。なので、あえてこれを私は条例の名前にさせていただいて、庁内の法規の担当にも相談はしたのですが、ルビを振るわけにはいかない、この書き方で法規としてはいいだろうということで通ったので、私はこのネーミングでいきたいということで上程しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルビを振るわけにいかないというのは、例えば世界遺産登録の件は「佐渡島の金山」と書いて「さどのきんざん」とルビを振って読ませています。 ・ 例規、法規の関係だとルビは振っていないと思います。
<p>若者課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 市橋子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡が2回出てくるのですよね。佐渡市子どもが元気な佐渡が島。 ・ そうですね。
<p>若者課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。別のところでそういう用語として使っているから、それをそのまま応用させてもらったと。 ・ 同じくネーミングなのですが、私はこの趣旨には賛成です。特に趣旨の中で、「社会全体がそれぞれの役割を果たすことにより」と、この部分が私は一番気に入っています。 ・ ただし、問題は、社会全体が子どもを大事に育てようという気持ちを持ち合いながらも、最も大切な役割を果たしてもらいたいのが保護者なのです。保護者が第一義的に子どもをしっかりと育てようという気持ちを持ち、それを社会全体が支えていこうということであれば大賛成なのです。ところが後の施行規則に市民の責務と事業者の責務があります。 ・ 2ページを見てください。規則の2ページ、事業者の責務の中の第5条、(1)、「協力するよう努めるものとする」と書いてあります。法的に言えば、これは努力義務規定といえます。しかし、市民や事業者に対して努力義務規定を本当に課していいのかどうか。これをやらなくても罰則はありませんが、それにしても強い言葉です。みんなが喜んでやろうとするのであればいいのだが、条例でこの文句を使うのは、私には引がかかります。そこは何か考えていますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども <p>若者課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の各自治体の法規を見た中で、できる規定という形で「できるものとする」という言葉を使っているところもありました。 ・ ただ、私どもこの条例を定め、やはり市民や佐渡にある会社とか事業者の方々が積極的に関わっていただくように、今後議会の方でご承認いただいた段階で、事業者の方々にもご協力を求めていくことが必要であろうと思います。当然その従業員の方であったり、地域の子どもたちへの見守りみたいなものは事業者としても興味、関心をもって見守りを続けてもらいたいというところの思いもありますし、市民の方々には地域社会全体でというところをご理解いただいて、「努める」という言葉を選ばせていただきました。 ・ 今委員おっしゃるように、確かに努力義務という、通常私ども行政だと努力義務という形になりますが、やはり努めていただきたいというところの

<p>・ 仲川委員</p>	<p>思いをそう書いているという、努めてもらいたいという思いでこの「努めるものとする」という文を使わせていただきました。なので、ご理解を得られない市民や事業者の方もいらっしゃるかもしれません。ですが、やはり私もこの条例をご承認いただき、皆様方と一緒に佐渡の中で子どもたちを育てていきたいということをご理解いただく努力を私どももしていくという中で、この例規を定めさせていただきたいと思っております。</p>
<p>・ 市橋子ども若者課長</p>	<p>・ 一定の理解はしました。ただ、同じ文言を行政や学校に対して使うのと、一般市民や民間事業者に対して使うのは、やはり差があるはずなんです。最も責任の重い保護者に対しても「努めるものとする」、努力義務規定にしてある。みんな同じになっている。違和感があるというのが私の感想です。</p> <p>・ これを読みながら、先ほども言いましたが、自分のことを考えました。私の親はそういえば、自分がぜいたくもしないで子どもを厳しくしつけてくれたと。子どももやはりそれに合わせて親がこれだけ苦労したのだから、自分もしっかり生きなきゃと思った。同じように私も自分の子どもをそのように育てたつもりなのですが、私のやり方がいいとは言いません。古臭い価値観かもしれませんが、「たからじま」だからといって、子どもを大事にするということが子どもを甘やかすことにつながらないように。保護者は社会から援助を受けて当たり前だから、自分の責任の一端を社会に持たせようということにならないように。マイナス面が強調されると困る。やはり子どもにはしっかり育ててほしいし、親がしっかりと子どもを見てあげて育ててほしい。その願いを社会も支えていきたいという在り方であってほしいと思います。</p>
<p>・ 市橋子ども若者課長</p>	<p>・ 私も子ども若者課に配属されて、子ども若者相談センターでいろいろな保護者の方々と接してまいりました。その中で、今委員のおっしゃること、特に保護者が果たすべき役割ってすごく大きいだらうなどは思っておりますが、一方でそういったことをなかなか親から教わってこなかった保護者も中にはいます。なので、そういった方々がこういうルールの中で支えられながら子育てをするという環境も今現実にあると捉えています。なので、多分思いは先生と一緒にだと思っております。ですが、この言葉の使い方というところでは、やはり強制するものではなく、みんなが努めていきたい、努力していくんだということを掲げさせていただいたものですので、今日またいただいた意見を基に、今後施行規則につきましては、各所管でいろいろ直すところが出れば、その都度改正をしてまいりたいと思っておりますので、その際にもぜひ参考にさせていただけたらと思います。</p>
<p>・ 瀧川委員</p>	<p>・ 私も（４）の社会全体で支える環境づくりについて、子どもが宝になるからということで手厚くなり過ぎることに対してのメリットとデメリットを考えてしまいます。子どもは生まれつき高度な認知能力をもっていて、楽しみながら学ぶ、好奇心の塊と言われております。しかし、少子化によって集団での体験の場が不足したり、大人の目線過ぎる支援、一過性とか合理性の進め方によって成長する機会を失ってしまう場合も多々あると思っております。</p>

特に5歳から待つという気持ちが大切です。読み聞かせを20年近くやっていると、待つ力がなくなっていると感じます。5歳から10歳ぐらいの小学1、2年生終わるぐらいまでに育てなければいけない待つ力が弱い子が、3年生、4年生になって友達のリールや社会的なルールを理解したときに、許す力が弱い子は自分にも厳しいが、他人にも厳しい。つまりいたときに許せなくなることが出てくる。それは10歳で社会的ルールが分かってくると、その許せないことによって苦しんでしまう。あとから道徳的に教えても、待つ体験が乏しいと、幾ら言葉で言っても伝わらない。近くで見ていると、やはり待つことによって自分の欲求を抑えて他人の気持ちを知ることができる。また1人でできることを褒める教育が最近目立ち過ぎて、できないことが恥ずかしいとか、いけない、待たせてしまっているということが集団の中です。大勢いれば、それはそれで流されていたことが、人数が少ないと目立ちます。子どもは置いていかれてしまっている状態を何回も経験すると、やはり立ち直るのに時間がかかるし、待たせてはいけないということが、待つ力が育つ前にあるので、みんなで支えるという言葉というのが誤解をして、大切な待つ力をどんどん奪ってしまっているといけない。例で言えば、ブランコがなくなった公園です。けがするから撤去する。そうすると、子どもって体験型のああいう感覚が大好きだけど、あれは1人、2人ぐらいしか乗れない。だから順番を待たなきゃいけない。そういう経験のくり返しが必要。日常の中で待つことが大切である。これから1人1台ずつタブレットということになってくると、本当に待たなくてもいい機会がどんどん増える。1人でできることばかり重点を置いて、そういう場を失わせない形で進めていただきたいと思いました。

・市橋子ども
若者課長

- ・特に今、保育園の管轄をしていますので、保育園で保育士は保護者の方々の要求に非常に悩むときがあります。それは、保育士はその保育士の理念によって、考え方によってしたことが、保護者の意に沿わなかったという部分で、先ほどの話ではないですが、これやってくれると思っていたのに、なぜ先生やってくれないのというところ、過保護な部分も出てくるのかもしれない。
- ・私が現場の方に指示しているのは、「子どもに体験をする回数を増やしてやってもらいたい、それを保護者に理解をしてもらう、汗をかくのが保育士の仕事だよ」ということは言っています。なので、大事にすること、安全にすることがイコール過保護にならないように、子どもたちがある程度自分の力で体験できる場面を保育園でつくってあげなければ、小学校へ上がってもみんなが守ってくれるからということで何もしないで終わってしまうという状況が発生してはよくないと思っていますので、そういったところは今いただいたご意見を参考に現場の方でも生かしていただきますし、また親御さんの方にも保育園ってここまでやらせていただきたいということをご説明して、子どもたちに元気になれる体験の場面を増やしていけるように、また学校等とも連携しながらやっていけたらと思っています。

<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ 表現の方法はまたいろいろあるかと思いますが、非常にいいのではないかと思います。子ども、保護者、市民、そして事業者、それぞれが子どものためにどんなふうやっていったらいいかということ順序だててやっていますし、その働きというのも分かります。 ・ 非常にいい形で条例になると思うのですが、問題なのはいつもそうなのですが、こういう条例が、特にこれは市民であったり、保護者でもそうなのですが、どれだけ浸透していくかというのが一番大事なところじゃないかと思うのです。そうなったときに、できた条例を、この後どう浸透させていくのかという方策の方が重要になってくると思うのです。今の時点でどのようにしていこうと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今本当におっしゃっていただいたとおり、個々に役割を持った方々が、では自分は何をすればいいのという部分をもっと分かりやすく必要があるだろうとは思っています。なので、例規が通って4月1日から実施するに当たっては、市民の方々に佐渡市は子どもを守るためにこんな条例つくりましたよと広くアナウンスするのがまず1つです。 ・ それから、保護者の方々にはこういう役割をもって、子どもたちのためにこうしてやってほしいですということを園の方にきちっと話をし、園から伝えるということをしてもらいたいと思っています。子ども若者課から伝えると、どうしても身近な存在でないというところもあるかもしれませんが、やはり保育園の方でお母さんたちにはこういうことをお願いしたいですよということを具体的に伝えていけたらと思っています。 ・ それから、事業者、会社の関係の方々については、やはり今保育のサービスが非常に佐渡は充実していると思っています。なので、サービスだけでは子育ては楽にはならなくて、働き方を変えなければいけないところを考えたときに、今市長の方からも事業者にとにかく子育てに参画してもらおう、とにかく従業員の育児休暇だったり有給だったり、そういうことを取りやすくしてもらおう取組も併せてやるようにと言われておりますので、そういった意味の周知とこの周知を一緒に併せてすることで、子育てに優しい島づくりに協力してもらいたいということを周知してまいりたいと思っています。 ・ 学校等については、当然今までどおり、子どもたちへの関わりということで教育委員会を通じながら、校長会の方々に話をさせていただくという場面もつくって、広くみんな条例と規則を見ていただく、分かりやすく説明していくということをしていきたいと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その部分をこれから大事にしてやっていただきたいのと、それから園とか学校を介して保護者に伝えるというのがあったのですが、なかなか伝わらないです。逆に言うと、園や学校のように指導したり、補助したりしているものが保護者にこうしてくださいというのは、実体験からすると学校からこう言われたとか、学校が責任逃れするとか、下手するとそっちの方に見られ

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ かねないです。 ・ やらされ感みたいなどころがありますからね。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校がそのように言っているよと取られかねない部分が今までの中にもあるので、それも含めてどれがいいのかというのは難しいですね。本当に何とか伝えたいと思ってもなかなか伝わらないのが実感なのです。ここが肝になる気がするのです。ぜひいろいろな工夫をして浸透させていただければなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑ございますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項5番、損害賠償の額を定めることについて、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・森学校教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月4日、真野小学校のスクールバスが大倉谷地内で停車している車と接触する事故を起こしました。その損害賠償額が決定し、今度の3月議会で専決処分の報告という形で議案提案しております。そのことについてお伝えします。 ・ 停車している車両の脇を通過して路肩に止まるところ、ハンドルを早く切ってしまう、停車している車両の右前のバンパーのところとスクールバスの左側後部側面が接触したものです。けが人等はいませんでした。車の損害ということで13万3,065円となりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・森学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバスの運転手のことはどこかに書いてありましたか。 ・ この報告事項の資料の中には書いていないのですが、67歳、男性運転手です。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 ・森学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人契約ですか。 ・ そうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他質疑ございませんか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項の6番、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・森学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月の定例会の際にお答えできなかった令和3年度分のGIGAスクールに係る交付金について報告します。令和3年度の交付金について連絡が県の方から来ましたのが12月です。そのところでは、交付決定後の事業着

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 森学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 森学校教育課長 ・ 坂田教育総務課長 ・ 新発田教育長 ・ 坂田教育総務課長 ・ 仲川委員 ・ 森学校教育 	<p>手した事業が補助対象になるということで説明がありました。既にG I G Aスクールサポーターは佐渡市の方で4月当初から事業として進めていたということで、対象外ということで、令和3年度分交付での事業では扱っていないということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G I G Aスクール構想交付金というのは、今の説明では分かりにくいのだが、令和3年度はなかったということですか。 ・ はい、令和3年度は実施していません。 ・ 令和4年度はどうなるのですか。 ・ 今ちょうど先週、G I G Aスクールサポート関係で来たのですが、確かめないといけない部分もありますが、G I G Aスクール運営支援センターの整備についての補助ということで連絡が来ていますが、この説明によると、幾つかの市町村で1か所集まって一つの支援センターを設立し、電話対応を中心としてやるということですが、佐渡市の場合、離島で、いざ何かあったときに学校にということがなかなか難しい状況ですので、G I G Aスクール運営支援センターの整備事業というものが対象になるかどうか、これから確認を取りながら進めていきたいと思えます。現在、何かしら市の当初予算の方で各学校への支援する形は検討していますが、G I G Aスクール運営支援センターの整備事業というのが関係してくるかというところをこれから確認させてもらいたいと思っております。対象に当たるかどうかというのが微妙だなと考えているところです。 ・ 恐らくI C Tに係る部分、国の方から平成28年、29年から令和4年まで地方交付税措置という形で支援が行われておりまして、その部分が恐らく小学校、中学校の児童数とか、そういったことに応じて編入されていたと思えます。そういったところも含めて改めて数字の方を確認させていただきたいと思えます。そういう形での支援、I C T全体でG I G Aスクールを含んだものの支援であったと思えますので、改めて確認させてください。 ・ その他事務局、報告ありますでしょうか。 ・ 令和4年度の当初予算、主な事業について、先般臨時会のほうで各課からご説明をさせていただいたところです。令和4年度の当初予算の予算書、それから予算の概要ということで、これは先週土曜日に出ましたので、本日は皆様にお配りをしているところです。予算については、3月1日の市議会の定例会の招集日、本会議で上程をしまして、その後各常任委員会で審査が行われまして、最終日の日程はまだ決まってございませんが、議会の最終日で採決がされるという予定です。 ・ どこかに出ていると思うのだが、前から教育委員会で話していた佐渡市奨学金の財源となる基金がもうすぐ枯渇する。それについて、一般財源から回してもらおうという話は聞いておりますが、それはどうなっていますか。 ・ 予算書の中ではトータルで出ていて、基金と一般財源の割合というのが
---	---

<p>課長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・坂田教育総務課長</p>	<p>まだ正確に出ていないので、総額2億8,000万円程度の奨学金の予算を取っているところです。ふるさと基金は今令和3年度、途中の分が出ている、正確なところまで奨学金をどれほど充てられるかというのは、これから財政の方と確認させてください。不足分を当初予算、一般財源から補足するという形です。</p> <p>・ 一般財源から基金に一旦入れて、基金から奨学金に充てるのですか。</p> <p>・ 事業のそれぞれ歳出の予算の中に財源の内訳があります。歳出のところで、財源の内訳としまして国庫支出金、地方債、その他一般財源という項目がありますので、それぞれの事業を確認していただくと、そこに入ってくるのですが。</p> <p>・ 先ほど申し上げた財源についても事業といいますか、目ごとにここですと、奨学金でいいますと、190ページ、191ページになるのですが、歳出の項目でいいますと。財源の内訳としては、ここではその前のページの188ページに教育振興費がありますが、そのくくりの中でお示しをしているので、奨学金だけの財源内訳というのは、表されていないので、教育振興費の積立ての中の財源内訳ということですので、またそれぞれ事業でどういう配分になっているかというところ、財源内訳になっているかというところは改めて確認いたします。</p>
<p>・仲川委員</p> <p>・坂田教育総務課長</p>	<p>・ 教育振興基金を見たいときにはどこに書いてありますか。</p> <p>・ 予算書じゃなくて決算書にそれぞれ事業ごとに財源内訳があって、それを積み上げて振興費の全体の額が示されると思いますので、改めてそこは確認させてください。それで、また皆さんにお示しをしたいと思います。奨学金貸与事業というところを出したいと思います。</p>
<p>・仲川委員</p> <p>・坂田教育総務課長</p>	<p>・ 貸与事業として貸付金を2億8360万見積もってあるという形ですね。</p> <p>・ そうです。その中にその他細かく出しますが、一般財源で使っていて財源がどうなっているかというところをお示ししたいと思います。</p>
<p>・新発田教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育長</p>	<p>・ 次回整理して説明させていただくということで申し訳ございません。</p> <p>・ それでは、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>・ 発言なし</p> <p>・ ないようですので、日程第7、報告事項はこれで終了いたします。</p> <p>・ 日程第8、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。</p> <p>【次回の会議は3月17日（木）に定例会を開催したい旨を説明した。】</p>
<p>・新発田教育長</p>	<p>・ 以上で令和4年第4回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">午後4時13分終了</p>